

第1号議案

令和2年度
事業計画

公益財団法人
三条市交通安全協会

令和2年度 事業計画（案）

第1 基本方針

令和元年中県内で発生した交通事故は、

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 発生件数 | 3,484件 | (前年比 | -315件) |
| 死者数 | 93人 | (前年比 | -9人) |
| 負傷者数 | 4,086人 | (前年比 | -367人) |

と、発生件数、死者数、負傷者数ともに減少しました。しかしながら、高齢者死亡事故の割合が昨年は72.0%を占め過去最高となったほか、高齢運転者が加害者となった事故の死者数も前年より増加しました。また、信号機のない横断歩道において、歩行者が渡ろうとしている場面で一時停止しない車が63.8%にもものぼっていること、未だ全席でのシートベルト着用やチャイルドシート使用が徹底されていないなど、一層効果的な交通安全対策が求められています。

一方、三条市については

| | | | |
|------|------|------|-------|
| 発生件数 | 240件 | (前年比 | +51件) |
| 死者数 | 3人 | (前年比 | +1人) |
| 負傷者数 | 269人 | (前年比 | +54人) |

と全てにわたり増加してしまいました。

このような情勢下、「令和2年新潟県交通安全対策基本方針」が定められ、死者抑止目標を「第10次新潟県交通安全計画期間中最少」となるよう取り組むこととされ、交通安全対策の重点として以下の4点が示されました。

注：上記交通安全計画の本年の目標「63人以下」を視野に入れつつ、現実的な目標として平成29年の「85人以下」となるよう「期間中最少」としたものの。

1 高齢者の交通事故防止

昨年の死者数に占める高齢者の割合は全体の72.0%で、16年連続で過半数を占めている。また、高齢運転者の加害事故による死者数の割合は全体の40.9%に達し、高齢者事故防止対策が大きな課題となっている。

こうした現状を踏まえ、運転者の高齢者保護意識の醸成や夜光反射材の普及促進等で高齢者被害の交通事故防止に努めるとともに、高齢運転者には、自身の運転能力の自覚を促す取り組みや、身体機能の低下を補うような運転の推奨など、加害事故防止対策に取り組む。

また、高齢者の参加・体験型の啓発活動、交通安全教室を通じて、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により高齢者自身の交通安全意識の高揚を図る。

2 歩行者及び自転車の安全確保

高齢者や子どもが被害に遭いやすい歩行中や自転車乗用中の交通事故防止に向けて家庭、学校、地域等と連携し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上等についての指導・広報・啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚を図る。

また、運転者に対しては横断歩道での歩行者優先意識の浸透を図るとともに、進行方向に対する安全確認の徹底や安全速度の励行、身体障害者や高齢者等に対する保護意識の醸成を図る。

3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は人の命に直結する危険で悪質な犯罪であることから、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という積極的な広報・啓発活動を展開するとともに、家庭、地域、職場等において飲酒運転根絶意識の醸成を図る。

4 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

自動車乗車中における交通事故死者のシートベルト着用率が半数に満たないことや、一般道の後部座席におけるシートベルトの着用が徹底されていないこと、チャイルドシートの使用率も全国平均と比較して低い状況にあることから、広報・啓発活動を強力に推進するとともに交通安全教育を一層推進し、全席でのシートベルト、チャイルドシート着用の徹底を図る。

当協会では、これらを踏まえ令和2年度においても、地域住民の最も身近で危険な交通事故を防止するため、警察、市、関係団体等の連携を図り、安全で安心な交通社会実現のため交通安全対策を推進していくこととします。

第2 事業内容

1 公益事業

(1) 交通安全活動事業

| 事業 | 推進項目 | 推進内容 |
|----------------|----------------|---|
| 交通安全に関する広報啓発活動 | 交通安全運動の効果的な推進 | <p>1 全国運動</p> <p>(1) 春の全国交通安全運動 4月6日(月)～5月15日(水)</p> <p>(2) 秋の全国交通安全運動 9月21日(月)～9月30日(水)</p> <p>2 県の運動</p> <p>(1) 横断歩行者を守る交通事故防止運動 3月1日(日)～3月10日(火)</p> <p>(2) 夏の交通事故防止運動 7月22日(水)～7月31日(金)</p> <p>(3) 高齢者交通事故防止運動 10月中</p> <p>(4) 冬の交通事故防止運動 12月11日(金)～12月20日(日)</p> <p>(5) シートベルト・チャイルドシート着用強調月間 3月中</p> <p>(6) 交通死亡事故多発警報 発令の日から10日間</p> <p>3 市の運動</p> <p>三条市交通安全の日 6月25日(木)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 自転車安全月間 5月中</p> <p>(2) 交通安全家庭の日 毎月10日</p> |
| | SNSを活用した広報啓発活動 | <p>「ぶじカエルちゃん安全安心ホットラインサービス」</p> <p>1 運用開始 令和2年4月1日</p> <p>2 対象者 全ての三条市民(市外からの通勤者含む)・多くの市民から「お友だち登録」を依頼</p> <p>3 情報内容 交通ルール・交通マナーなど交通安全情報をはじめとする暮らしの安全・安心情報を提供する。</p> |

| | | |
|----------------------------|-----------------------|---|
| 交通安全に関する広報啓発活動 | | 市民の反響を踏まえ随時レベルアップし、システムの高度化を図る。 |
| 交通安全だより、チラシ等の発行 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 「交通安全協会だより」 ○夏号（8月） 広報さんじょうとともに全戸配布 ○新年号（1月） 窓口・町内回覧配布 2 交通安全運動期間中における交通安全チラシ等の発行 3 「三条市の交通事故」の発行（3月） |
| 広報車等による広報活動 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全期間を中心に広報車による街頭広報の実施 2 広報車を効果的・計画的に運用した積極的な広報 3 交通安全広報用のぼり旗、看板等の掲出 4 交通安全広報看板の取付け、取外し（除雪対応） |
| 飲酒運転の根絶 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 飲酒運転の悪質性、危険性の周知徹底 免許更新時講習、各交通安全運動期間中において啓発 2 ハンドルキーパーの広報 3 酒類提供飲食店等に対する協力要請（12月） |
| 全席でのシートベルト着用・チャイルドシート使用の徹底 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 広報啓発活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) シートベルト着用の実態及び安全性の周知 (2) 広報車による着用の呼びかけ (3) 広報媒体を活用した広報 (4) シートベルト着用率の調査～各支部（9月） (5) 保育園送迎時を活用した啓発活動 (6) 免許更新時講習での啓発 2 事業所対策の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) のぼり旗・ポスターの掲示 (2) シートベルト着用率の調査（10月） 3 チャイルドシート貸出制度 7台運用（順次拡充予定） 貸出しを通じての着用呼びかけ |
| 協賛店への広報 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全運動期間を捉え協賛店へチラシ等配布 春と秋の全国交通安全運動の2回、「協賛店だより」を発出 2 「ぶじカエルちゃん」事業を通じての広報啓発活動への協力依頼 |
| 交通安全に関する教育訓練 | 高齢者に対する交通安全教育及び家庭訪問指導 | <ol style="list-style-type: none"> 1 「いきいきクラブチャレンジ100」への積極的参加 2 「シルバードライビングスクール」の開催 自動車学校等と連携し実技を取り入れた高齢者講習会の開催 3 高齢者家庭訪問指導の実施 警察・市・関係団体と連携した指導・啓発活動の推進 |

| | | |
|-------------------|-----------------------------------|---|
| 交通安全に関する教育訓練 | | 4 高齢者の集いの場を活用した交通事故防止教室 |
| | 子どもに対する交通安全教育 | 1 警察・市・関係団体、保護者等との連携活動 2 小学校自転車交通安全教室への協力 三条市が行う交通安全教室に積極的に参画する。 3 小学生を対象の交通安全教育資料と夜光反射材の贈呈(7月) 4 夏休みラジオ体操時における「愛の一声」運動(8月) 5 新入学児童ランドセルカバー、あいうえお表の贈呈(3月) 6 通学路における交通安全指導 (1) 早朝一斉街頭指導(毎月第2水曜日)での交通安全指導 (2) 各支部独自による登下校の交通安全指導 |
| | 事業所運転者に対する交通安全教育及び安全運転管理者の管理能力の向上 | 1 事業所との電子メール体制構築による情報発信(令和2年4月開始) ※ファックス運用も引き続き継続する。 2 運転者安全運転講習会(6月) 3 安全運転管理者等法定講習の100%受講 4 研修、講習への参加 (1) 安全運転管理者研修会(10月～長岡) (2) 安全運転中央研修所における研修(11月～茨城県) (3) 運転適性検査(12月) 5 交通安全グッズの配布(のぼり旗、ステッカー等) 6 安全運転管理者部会役員会議開催(7月、2月) |
| 街頭における交通安全活動 | 街頭指導の強化 | 1 早朝街頭指導(毎月第2水曜日) 2 通学路における交通安全指導 3 定期市場、大型商業施設前等における活動 4 交通指導所の開設 各交通安全運動期間、「三条市交通安全の日」等にあわせ集中的に実施 |
| | 地域における活動 | 1 警察・市・関係団体との連携によるイベントの実施 2 三条夏祭り(三条)、栄ふるさと夏まつり(栄)、ただふるさと夏祭り(下田)等への交通整理 3 交通安全資器材の点検清掃及び交通危険箇所等の点検 ○カーブミラー ○のぼり旗 ○看板 等 |
| 交通安全功労者・優秀運転者等の顕彰 | 適正かつ効果的な顕彰 | 1 交通栄誉章緑十字章(金・銀・銅章)の表彰上申 ○交通功労者 ○優良運転者 2 関東連名表彰候補者の上申 ○交通功労者 ○優良運転者 3 関東単名表彰候補者の上申 ○団体 ○事業所 ○学校 ○協会 ○優良職員 |

| | | |
|--------------|-------------|--|
| | | <p>4 県知事表彰・県交通安全対策連絡協議会長表彰</p> <p>5 三条市長表彰</p> <p>6 県連名表彰候補者の上申 ○交通功労者 ○優良運転者 ○団体 ○事業所 等</p> <p>7 優良安全運転管理者、運転者の表彰上申</p> <p>8 優良安全運転管理事業所の表彰上申</p> <p>9 三条地区連名表彰候補者の上申</p> |
| 交通安全用品等の普及啓発 | 夜光反射材等の普及促進 | <p>1 講習等を通じて夜光反射材や高齢運転者マーク活用呼びかけ</p> <p>2 家庭訪問指導時や定期市で高齢者等に対し夜光反射材の配布や履物・所持品への反射材直接貼付</p> <p>3 夜光反射材、高齢運転者マーク等のあっせん</p> |
| 会員特典制度の推進 | 協賛店加入の促進 | <p>1 現行の協賛店制度（平成21年11月開始） 約60店舗（事業所）</p> <p>2 「ぶじカエルちゃん」事業を通じた拡充 従来の協賛店広報と並行し、LINE上での会員メリットの充実に努める。</p> |
| | チャイルドシート貸出 | チャイルドシート貸出制度の充実（平成29年8月開始） 協会会員に貸し出し 7台運用 順次拡充予定 |
| | 優秀運転者等表彰 | 申請手続き及び無事故無違反表彰申請時の証明書発行手数料を協会で負担 |
| | 粗品贈呈 | 運転免許証ケース、夜光反射材、雑貨等の贈呈 |
| | 免許証郵送 | 郵送料の割引 |

(2) 交通安全に関する受託事業及び関連事業

| 事業 | 推進項目 | 推進内容 |
|--------------|--------|--|
| 県の委託事業及び関連事業 | 県の受託事業 | <p>1 運転免許更新時講習</p> <p>(1) 優良運転者講習</p> <p>(2) 一般運転者講習</p> <p>2 運転免許事務補助事業</p> <p>(1) 運転免許窓口業務</p> <p>ア 免許証の更新事務（高齢者更新事務含む）</p> <p>イ 再交付事務</p> <p>ウ 記載事項変更事務</p> <p>(2) 運転適性検査</p> |

| | | |
|----------------------|------|--|
| | | 3 原付バイク実技講習事務 4 自動車保管場所証明事務 |
| | 関連事業 | 1 新潟県収入証紙売りさばき業務 2 免許証郵送業務 (いずれも更新者等の利便を図るため) |
| 一般社団法人新潟県自動車練習所の受託事業 | | 交通の安全と円滑に寄与するため、財団法人新潟県自動車練習所が新潟県から委託を受けた違反者講習（道路交通法 第108条の2第1項第13号）のうち、社会参加活動実施業務を受託し適切に実施する。 |
| 三条市からの受託事業 | | 1 交通指導隊業務 栄支部10人、下田支部8人、合計18人編成 2 交通安全看板設置及び撤去業務(下田地区) 降雪期を除く毎年春に設置作業、初冬に撤去作業 |

第3 収益事業

| 推進項目 | 推進内容 |
|-----------|---|
| 免許更新者の利便 | 写真撮影業務 |
| 車両ユーザーの利便 | 自動車登録番号標への封印取付業務の受託 (道路運送車両法 第28条の3) |

第4 各種会議の開催

| 推進項目 | 推進内容 |
|---|---|
| 評議員会 理事会 定例会 専門部会 支部会 特別委員会 監査会 | 決算書の承認等、法律・定款に定める決議を行うため開催 協会の業務執行等の決定を行うため開催 交通事故情勢を踏まえ当面の活動方針について協議するため開催 専門的事業の効果的推進方策を協議するため開催 地域の交通安全活動の具体的推進方策について協議するため開催 協会の運営及び活動に関する重要事項について協議するため開催 財産状況、業務執行状況を監査するため開催 |

令和2年度月別行事計画

(公財) 三条市交通安全協会

| 月別 | 行事 (地区・県関係) | 会議等 (地区・県関係) | 地区講習 | その他 (地区・県・事務局) |
|----|---|---|--|---|
| 4月 | ○春の全国交通安全運動 (6日～15日) ○早朝一斉街頭指導 (7日) | ○会員特典特別委員会 (年間通じて随時) ○総務部会(表彰審査等) ○定例会 (30日) | 原付講習 (5日) (19日) | ○県安管協地区別担 当者会議 (23日) ○県安協事務局長会 議 (24日) |
| 5月 | ○自転車安全月間 (5月中) ○早朝一斉街頭指導 (13日) | ○会計監査(令和元年度) ・事業実施報告 ・収支決算報告 ○女性部会 ○県安管協通常理事会 (8日) ○三条通常理事会 (21日) ○県安協正副会長運営委 員合同会議 (22日) ○県安管協定時総会 (27日) ○県安協通常理事会 (29日) | 安管法定 講習 (13日) | ○春の表彰上申 ○三条夏祭り会議 |
| 6月 | ○三条市交通安全の日取組 6.25ムジユの日 (25日) ○ただ新緑ロードレース ○栄花菖蒲まつり ○早朝一斉街頭指導 (10日) | ○総務部会 ○三条評議員会 (5日) ・表彰式 ○県安協定時評議員会 (12日) ○定例会 (25日) | | ○秋の表彰上申 |
| 7月 | ○県民交通安全フェア (14日) 新潟テルサ ○夏の交通事故防止運動 (22日～31日) ○夜光反射材・交通安全教 育資料の贈呈 (下旬) ○栄ふるさと夏祭り ○早朝一斉街頭指導 (8日) | ○県安協女性部役員会議 (12日) ○支部長会議 | 原付講習 (12日) (26日) | ○三条夏祭り会議 |
| 8月 | ○三条夏祭り ○ただふるさと夏祭り (下田) | ○定例会 (27日) | 安管法定 講習(4日) 原付講習 (23日) | ○県安協講習指導 員研修 |
| 9月 | ○秋の全国交通安全運動 (21日～30日) ○いきいきクラブチャレ ンジ100 (9/23～12/31) ○安全運転チャレンジ100 (9/23～12/31) ○早朝一斉街頭指導 (9日) | | 原付講習 (13日) 安管法定 講習 (15日) | |

| 月別 | 行事 (地区・県関係) | 会議等 (地区・県関係) | 地区講習 | その他 (地区・県・事務局) |
|-----|---|--|--|---|
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者交通事故防止運動 (10月中) ○安管安全運転実践運動 (10月～11月) <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業所指定 ・大型看板掲示指定 ○市民駅伝競走大会 (下田) ○県縦断駅伝競走大会 (栄) ○早朝一斉街頭指導 (14日) | <ul style="list-style-type: none"> ○県安協女性部研修会 ○定例会 (29日) <ul style="list-style-type: none"> ・秋の表彰式 | <ul style="list-style-type: none"> 原付講習 (11日) 安管法定講習 (14日) | <ul style="list-style-type: none"> ○県安管協安全運転管理研修会 (10月中) |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ○早朝一斉街頭指導 (11日) | | | <ul style="list-style-type: none"> ○安全運転管理課程 (茨城県・中央研修所) |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○冬の交通事故防止運動 (11日～20日) ○早朝一斉街頭指導 (11日) ○安管運転適性検査 | <ul style="list-style-type: none"> ○定例会 (24日) | | |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ○交通安全祈願祭 (下旬) | | | |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○女性部新年研修会 (中旬) | <ul style="list-style-type: none"> ○定例会 (25日) ○総務部会 (表彰審査等) ○支部長会議 ○三条安全運転管理者部会役員会議 (下旬) | | <ul style="list-style-type: none"> ○県安協講習指導員研修 ○各種表彰上申 ○県安管未加入事業所の加入促進と未選任事業所の一掃 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○横断歩行者を守る交通事故防止運動 (1日～10日) ○新入学児童ランドセルカバー贈呈 (下旬) | <ul style="list-style-type: none"> ○女性部会 ○県安協通常理事会 (上旬) ○県安管協通常理事会 (上旬) ○三条通常理事会 (下旬) | <ul style="list-style-type: none"> 原付講習 (下旬) | |